

日進市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

日進市では、市の施設等の有効活用を図り、新たな財源確保とサービスの向上を図っていくため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、対象となる歩道橋に企業名等を冠した愛称を標示し、企業等のPRをすることができると同時に、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動などを通じた地域貢献の場として活用していただくことができます。

2 対象施設

日進市が管理する以下の歩道橋（資料参考）を対象とします。

ただし、すでにパートナーが決定している歩道橋や施設の管理上支障のある歩道橋については募集を停止させていただくことがありますので、応募にあたっては当該歩道橋が現在募集の対象となっていることをあらかじめ日進市へご確認ください。

	名称	所在地	路線名
①	折戸歩道橋	折戸町中屋敷、東山三丁目	瀬戸大府東海線

3 契約条件

(1) 契約料（ネーミングライツ料）

歩道橋 1 橋あたり税抜き月額 15,000 円（千円単位）以上で応募者から提案していただきます。

(2) 契約期間

3 年以上（契約更新を希望されるときは優先的に交渉できます。）

(3) 愛称の標示等にかかる諸経費の負担

歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称の消去にかかる費用はパートナーの負担とし、パートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工していただくことになります。

(4) 地域貢献の提案

パートナーとして、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案を期待しています。なお、地域貢献活動の実績については日進市へご報告いただき、報告いただいた活動を市のホームページ等で紹介させていただきます。

4 愛称及び愛称の標示

(1) 愛称及び愛称標示にかかる条件

ア 愛称の末尾に「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。その他、愛称

として使用可能なもの、使用不可能なもの例は以下のとおりです。

使用可能	企業名、商号、商品名、企業のロゴマーク
使用不可能	矢印や距離など交通標識等を誤認しやすいもの 標語やキャッチフレーズ 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの 政治性のあるもの 宗教性のあるもの 社会問題についての主義主張 個人の名刺広告 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切でないもの その他、愛称として使用することが不相当であると市長が認めるもの

イ 愛称標示の位置は原則歩道橋の右半分の中央とします。また、既設の信号・標識等から 50 cm以上間隔を空けるものとします。

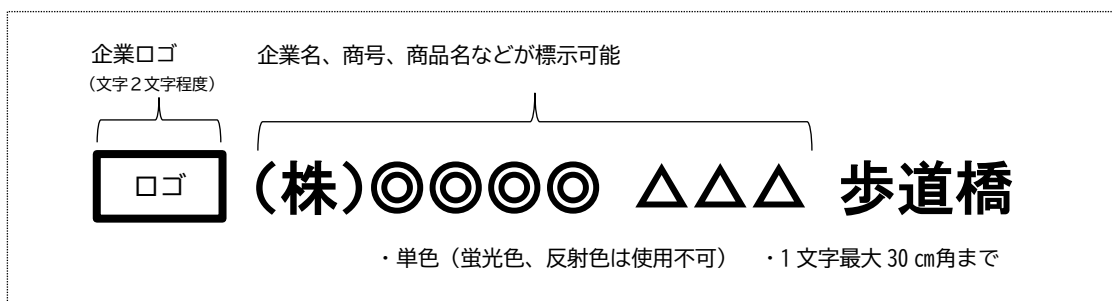
ウ 愛称の標示面積は、すでに歩道橋に表示されている「地点名(町名)標示」を含め、最大可視面積(一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積)が5 m²までとします。(両面に設置する場合は、それぞれ5 m²までとなります。)

エ 標示の配置や書体等は歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは1文字あたり最大で30 cm角まで、企業のロゴマークは2文字程度の大きさ(面積)までとします。また、標示は二行書とせず、一行で記載してください。

オ 標示の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認しやすい色は使用できません。

カ 上記ア～オのほか、対象となる歩道橋の形状等により、文字の大きさや文字数等が制限される場合があります。

【愛称の標示(イメージ)】



(2) 愛称の決定

ご提案いただいた愛称は選定委員会の審査を経て決定します。その際、パートナーに

対して愛称（文字のフォント、色等を含む）の一部について修正を求める場合がありますのでご了承ください。

（3）契約期間中の愛称変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は愛称の変更はできません。

ただし、ネーミングライツパートナーの法人名の変更など、特段の理由がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

5 募集の受付期間

令和6年8月9日～9月6日（閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

6 応募資格

歩道橋のパートナーには法人又は個人事業主が応募することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合はパートナーになることができません。

- （1）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中であるもの
- （2）市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- （3）日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- （4）市税等を滞納しているもの
- （5）その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認めるもの

7 応募方法

下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、「12 書類提出及びお問い合わせ先」まで持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。（郵送又は電子メールで応募した場合は、電話での到達確認をお願いします。）

1事業者につき1施設まで応募が可能です。

なお、提出いただいた書類は返却できません。

また、申込みに要する費用は全て申込者の負担とします。

【提出書類】

法人	個人事業主
[共通] 歩道橋ネーミングライツパートナー応募申込書（様式1）	
法人等の概要（様式2）	確定申告書の写し（直近3年分）
法人役員等に関する名簿（様式3）	個人事業の開業届出書の写し
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	住民票

※登記事項証明書及び住民票については、発行後3カ月以内の原本又は写しをご提出くだ

さい。電子メールでの提出の場合は原本をスキャンした電子データも可とします。

8 パートナーの選定

ご応募いただいた内容について、選定委員会を開催し、パートナーに選定するにあたりふさわしい提案内容となっているか審査します。また、同一の歩道橋に対して同時期に複数の応募があった場合は、下記の順でパートナーの選定、及び次点応募者の順位を決定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 提案金額が最高額の応募者（提案金額が同額の場合は②で選定）② 提案期間が最長の応募者（提案期間が同期間の場合は③で選定）③ 提案いただいた愛称や地域貢献の内容を審査し、優先交渉者を選定 |
|--|

なお、選定委員会による選定後は、全ての応募者に速やかに結果を通知します。

9 契約の締結

上記方法で選定されたパートナーの候補者との最終的な協議を経て、日進市とパートナーとの間で契約を締結します。

10 契約料（ネーミングライツ料）の支払い

毎年度4月末日までに、当該年度の契約料（ネーミングライツ料）を一括で支払うものとします。ただし、契約の初年度については市が指定する日までに支払うものとします。

11 留意事項

（1）契約の解除

契約期間中にパートナーが「6 応募資格」に規定する資格を失った場合又は満たしていないことが明らかになった場合、若しくはパートナーの違法行為や社会的信用を損なう行為等により契約の継続が困難であると判断した場合には、契約を解除することがあります。その場合、契約の解除に伴う歩道橋の現状回復に必要な費用はパートナーの負担となります。

（2）第三社への損害に対する負担

パートナーが施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産を侵害するなど、パートナーの責任において第三者に損害が生じた場合、その負担はパートナーが負うこととなります。

12 書類提出先及びお問い合わせ先

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市役所 総合政策部 企画政策課 企画経営係（本庁舎3階）

電話 0561-76-0015 Eメール seisaku@city.nisshin.lg.jp